

なく、治すことができる病気となってきていますが、治すためには、早期発見が欠かせません。自覚症状のないまま進行する「がん」を早期に発見するためには、定期的ながん検診を受けることが大切です。

**COLUMN**

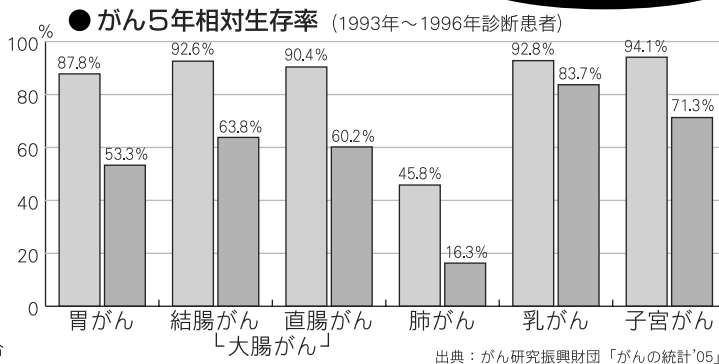
**検診によって早く見つければ助かる命**

早期に発見されれば  
生存率に大きな差

■ 5年相対生存率

がんと診断された場合に、治療でどのくらい生命を救えるかを示す指標。がんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合が、日本人全体で5年後に生存している人の割合に比べてどのくらい低いかで表します。100%に近いほど治療で生命を救えるがん、0%に近いほど治療で生命を救い難いがんであることを意味します。

■ 検診でがんが発見された場合  
■ 検診以外でがんが発見された場合



また、既にご存じの方も多いことかと思いますが、今年度より新ひだか町からのがん検診等に対する助成が拡大し、助成対象医療機関も拡大した中で、札幌厚生病院も新たに対象となっております。

それに伴い、毎年9月末頃に実施している巡回ドックについても助成対象となりますので、ご家族のためにも人間ドックを受診頂き、皆様の健康管理にお役立て頂きたいと思っております。

※詳細等につきましては、時期が近くなりましたら、皆様にFAX等で周知させていただきます。

— 静内農業青色自主申告会からのお知らせ —

**源泉徴収税納期特例納付の期限が近づいています**

1月から6月までの源泉徴収税納期特例納付の時期となりました。静内農業青色自主申告会では、**7月1日(金)～7月11日(月)まで受付業務を実施致します。**

専従者給与を支給しているご家族の方1名につき1枚、新ひだか町役場総務企画部税務課より送付されております「平成23年度分給与所得に対する源泉徴収簿」に毎月支給している日付及び専従者給与の金額をご記入の上、当自主申告会事務局(営農部営農課)までお越し下さい。

専従者給与の金額が、月々88,000円以下の場合には、源泉徴収税は発生致しません。納付書を浦河税務署へ提出することとなっております。その場合につきましては、納付書を当自主申告会一括して提出致しますので、源泉徴収簿と一緒に持ち下さい。(※扶養親族等がいる場合には、源泉徴収税額が違いますので、源泉徴収簿と一緒に送付されている「給与所得の源泉徴収税額表」をご覧頂くか当自主申告会までお問い合わせ下さい。)

また、以下の点については、会員の皆様には再度ご確認頂きたいと思っております。

ミニトマトの収穫作業や牧草作業等でパートを使い、賃金を支払った場合には、支払った賃金が明確になるような賃金台帳の作成及び記帳をお願い致します。

その他ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 静内農業青色自主申告会事務局(営農部営農課)

TEL 0146-42-1051 FAX 0146-42-7034